

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課

〒380-0871

長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内

TEL：026-238-1555 (直通)

TEL：026-238-1580 (苦情専用)

TEL：026-238-1583 (障害者総合支援専用)

FAX：026-238-1581

E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp

URL：http://www.kokuho-nagano.or.jp

# 信濃の介護保険

## 1 新規指定介護保険事業所研修会について

新規指定介護保険事業所を対象とした研修会を下記のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項について説明します。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

また、県介護支援課からも新規指定事業所向けの説明があります。参加を希望される事業所は、前日までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAXにてご報告ください。

なお、6月の新規指定介護保険事業所研修会は本会業務の都合上、開催いたしませんので、7月の研修会に参加いただきます様をお願いします。

開催日	場所	時間(予定)
平成27年5月28日(木)	長野県自治会館5階会議室	午後1時30分～4時

## 2 介護職員処遇改善加算総額のお知らせについて

平成27年4月の制度改正に伴い、処遇改善加算総額のお知らせに以下のサービス種類が増えます。

- A1：訪問型サービス(みなし)
- A2：訪問型サービス(独自)
- A5：通所型サービス(みなし)
- A6：通所型サービス(独自)
- 68：小規模多機能型居宅介護(短期利用)
- 69：介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)
- 79：複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)

また、「複合型サービス」のサービス名称変更に伴い、「77：複合型」→「77：複合型看小」に変更となります。

〒000-0000  
〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1

総合事業事業所1  
介護 太郎 様

介護職員処遇改善加算総額のお知らせ

平成27年5月審査分の介護職員処遇改善加算の加算総額(保険給付分)は、**事業所番号 90A0000010**  
右のとおりですので、お知らせいたします。

金額 2,500

1 このお知らせには、介護職員処遇改善加算の額(加算の単位数×単位数率)を記載しています。  
2 標準的標準～年間の介護職員処遇改善の実績を報告する際に、本欄を参考にしてください。

平成27年6月15日  
〇〇国民健康保険団体連合会

サービス種類	加算額	サービス種類	加算額	サービス種類	加算額
11 訪問介護	0	39 予防認知症	0	79 複合型看小	1,500
12 訪問入浴	0	51 認知症	0	A1 訪問型みなし	0
15 昼間介護	0	52 認知症	0	A2 訪問型独自	0
16 通所リハ	0	53 認知症	0	A5 通所型みなし	1,000
21 短期生活	0	54 地域福祉	0	A6 通所型独自	0
22 短期養護	0	41 予防訪問介護	0		
23 短期居宅	0	55 予防訪問入浴	0		
24 予防短期生活	0	65 予防通所介護	0		
25 予防短期養護	0				
26 予防短期居宅	0	68 小規模	0		
27 特別支援	0				
28 地域特支	0	71 訪問訪問介護	0		
32 認知症	0	72 認知症交通	0		
33 特支訪問	0	73 小規模多機能	0		
35 予防特支訪問	0	74 予防認知症	0		
36 地域特支	0	75 予防多機能	0		
37 予防特支住宅	0	76 予防認知症	0		
38 認知症	0	77 複合型看小	0		

追加

名称変更

### 3 平成27年度介護報酬改定にかかる請求事務の注意点について

※報酬改定に伴い、以下の注意点をご確認ください。

#### ◎請求明細書等の新様式について

平成27年4月より（様式2、様式2-2、様式11）の請求明細書等が変更されております。

平成27年4月サービス分以前の請求明細書等は旧様式で、平成27年4月サービス分以降の請求明細書等は必ず変更後の新様式で請求してください。

取得方法：長野県国保連ホームページ→様式取得→介護保険関係→介護給付費請求書各種様式（平成27年4月以降サービス提供分）

#### ◎介護療養型施設サービスにおける請求明細書摘要欄の「DPCコード」の記載について

平成27年4月より、療養型介護療養施設サービス費(I)(ii)(iii)(v)(vi)等の場合、すべての入院患者について、医療資源を最も投入した傷病名を、医科診療報酬における診断群分類(DPC)コードの上6桁を摘要欄に記載することが記載要領で示されました。なお、記載がない場合は返戻対象となりますが、今年度中はシステム等の対応が間に合わない場合については、半角のX(エックス)を6桁記載することで対応できます。

#### ◎介護職員処遇改善加算について

標記加算については、下図の通り、新しい区分が創設されています。介護給付費の請求を行う際に、誤った区分で請求を行うと返戻対象となります。

<新 設>	⇒	※介護職員処遇改善加算 (I)
介護職員処遇改善加算 (I)		介護職員処遇改善加算 (II)
介護職員処遇改善加算 (II)	⇒	介護職員処遇改善加算 (III)
介護職員処遇改善加算 (III)		介護職員処遇改善加算 (IV)

※キャリアパス要件①及び②を満たす。

#### ◎サービス提供体制強化加算について

平成27年4月より、サービス提供体制強化加算については、処遇改善加算と同様に区分支給限度基準額に含まれないものとなっております。国保連への請求の際は、区分支給限度基準額に含めると、返戻対象となります。

#### ◎地域単価の設定について

地域単価を誤って設定すると返戻対象となります。請求前に再度確認してから、介護給付費等の請求を行ってください。

#### ◎国民健康保険中央会伝送ソフト Ver.7について

国民健康保険中央会伝送ソフト Ver.6 は、平成27年4月の制度改正（報酬改定）に伴い、メジャーバージョンアップ（Ver.7）が行われており、サポートも既に終了しております。今後も国民健康保険中央会の伝送ソフトを使用する事業所は必ず Ver.7 に買い替えてください。なお、当該ソフトに関する問い合わせについては、国民健康保険中央会 HP を参照してください。

平成27年4月請求分の支払日は5月29日（金）、6月請求分の締め切りは6月10日（水）です。